

経営革新計画の承認について

資 料 提 供
令和 7 年 8 月 29 日
課 名：経営革新課
担 当 者：和田
内 線：3460
直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和 7 年 8 月に 4 件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,082件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者（※）の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

○令和 7 年 8 月に承認した経営革新計画

申請者 所在地	設 立	資本金 (千円)	従業員 (人)	業 種	経 営 革 新 計 画 の テ ー マ
せお ゆうき 瀬尾 裕希 (東城愛農有機野菜の里) 庄原市東城町	—	—	13	食料品製造業	自然環境の課題解決から始まる新事業展開、地元活性化
株式会社呉山城屋 呉市本通	昭和28年	10,000	89	飲食料品卸売業	インバウンド客向け広島酒と食の体験型コンテンツの提供
有限会社小川モータース 三次市甲奴町	平成元年	10,000	6	機械器具小売業	自社米と地域商材の連携による販路多角化事業

上記以外の企業は、公表を希望されませんでした。

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

(※) 特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むものを言います。